

## 我孫子市水道局郵便入札実施要領

入札参加者は、入札に際し次の事項を遵守して入札を行ってください。

### 一 入札等

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）我孫子市水道事業経営管理規程（平成2年規程第1号）その他関係法令を遵守するとともに、設計書、図面、仕様書等を熟覧の上、入札に臨むこと。
- 2 入札参加者は、入札書（我孫子市水道事業経営管理規程様式第130号）に必要事項を記入、押印し、誓約書（様式1）とともに入札用封筒（様式2）に入れ、封かんの上、定められた配達日を指定して郵送（書留又は簡易書留のいずれかの方法）により我孫子市水道局（発注課）に提出すること。
- 3 入札の回数は、1回とする。
- 4 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状（様式3）を入札書に同封すること。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により現に資格停止の処分を受けている者を入札代理人とすることはできない。
- 7 いったん入札した入札書は、差換え又は撤回をすることはできない。
- 8 入札参加者は入札にあたり、入札価格又は入札意思について、他の入札参加者と競争を制限する目的でいかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 9 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 二 無効となる入札

次の各項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札参加資格のない者のした入札
- 2 同一人がした2以上の入札
- 3 入札者が協定して行った入札
- 4 金額その他入札書の記載事項が明らかでない入札
- 5 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しない入札

- 6 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- 7 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- 8 入札書に代表者又は代理人の記名押印がないもの
- 9 入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの
- 10 誓約書が同封されていないもの及び代理人が行う入札において委任状が同封されていないもの
- 11 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された場合を除く。）が行った入札
- 12 郵便以外の方法による入札
- 13 その他入札に関する条件に違反した入札

### 三 入札書の開札及び落札者の決定

- 1 入札書の開札は、指定する日時及び場所において、公開で行う。
- 2 落札者の決定は、入札書を開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをしたもののうち最低の価格）をもって申込みをした者とする。ただし、低入札価格調査制度の適用がある場合は、この限りでない。
- 3 同価格の入札者が2人以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者で、くじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない水道局職員にくじを引かせて決定する。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに当該落札者に便宜な方法で連絡するとともに、我孫子市水道局ホームページに掲載し公表するものとする。
- 5 公募型競争入札の場合は、我孫子市水道局開札後資格審査方式による公募型競争入札に関する要綱（平成19年水道事業告示第2号）によるものとする。

### 四 入札の取りやめ等

入札に参加しようとする者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、契約主管課長は、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。この場合において、我孫子市水道局は、生じた損害を賠償する責を負わない。

### 五 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届（様式4）を入札書提出期限ま

でに発注課に郵送又は直接持参により提出すること。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けることはない。

## 六 予定価格の事前公表

予定価格は、公告及び我孫子市水道局ホームページへの掲載により、事前に公表する。

## 七 建設工事及び業務委託の履行保証

- 1 契約金額が1,000万円以上の建設工事及び業務委託については、契約保証を必要とする。
- 2 契約保証の額
  - (1) 通常の場合、設計金額の10分の1以上の額とする。
  - (2) 特別の場合は、設計金額の10分の3以上の額とする。
- 3 契約保証の履行方法  
契約保証にあたっては、次に掲げる証書又は証券を提出するものとする。
  - (1) 歳入歳出外現金領収証書
  - (2) 有価証券の保管証書
  - (3) 金融機関の保証証書
  - (4) 保証事業会社の保証証書
  - (5) 保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）
  - (6) 保険会社の履行保証保険証券
- 4 契約保証の履行方法は、第2項第1号に該当する場合は、第3項第1号から第6号のうちから受注者が選択できるものとし、第2項第2号に該当する場合は、第3項第6号によるものとする。

## 八 苦情の申立て

入札参加者は、入札執行後において、我孫子市水道局郵便入札実施要領、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として、苦情を申し立てることはできない。

## 九 その他

- 1 建設工事の契約金額が500万円以上の場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を1週間以内に提出すること。
- 2 建設工事の下請負代金額が500万円以上の場合は、工事施工体制台帳及び施工

体系図を提出すること。

- 3 建設工事については、工事内訳書（大分類まで記入したもの。様式任意。）を提出すること。また、設計金額が8,000万円以上の場合については、当該工事内訳書に数量、単価、金額を明示して提出すること。
- 4 建設工事の設計金額が1,000万円以上の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に定める標識に設計金額及び財源内訳を加えて標示すること。
- 5 建設工事の設計金額が500万円以上の場合は、実績情報（CORINS）を提出すること。
- 6 業務委託契約（測量、調査、設計業務）の契約金額が500万円以上の場合は、実績情報（TECRIS）を提出すること。

附 則

（施行時期）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月18日から施行する。

様式 1

# 誓 約 書

年 月 日

我孫子市水道事業管理者 あて

住 所

商号又は名称 印

代表者氏名 印

代理人氏名 印

入札件名： \_\_\_\_\_

実施個所： \_\_\_\_\_

上記業務の入札に際し、結託等による入札の公正を害するような行為を  
しないことを誓約します。

様式 2

## 入 札 用 封 筒

(縦書きでも可、大きさは自由)

(表面)

		2 7 0 - 1 1 6 6
我孫子市我孫子 1 6 8 4 番地		
我孫子市水道局 経営課 経営担当 行		
発注番号 :		
件 名 :		工事 (業務) 入札書在中

(裏面)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

様式3

# 委 任 状

年 月 日

我孫子市水道事業管理者 あて

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

私は都合により（代理人の氏名および印）を代理人と定め、下記の入札及び

見積りに関する一切の権限を委任いたします。

記

入札件名： \_\_\_\_\_

実施個所： \_\_\_\_\_

様式 4

## 入 札 辞 退 届

入札件名： \_\_\_\_\_

上記入札案件について、下記の理由により参加を辞退します。

年 月 日

我孫子市水道事業管理者 あて

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

代理人氏名

印

入札辞退理由（できるだけ詳細に記入してください。）

注 この届は、入札書提出期限までに我孫子市水道局経営課経営担当に郵送  
又は直接持参してください。